

中小企業パワーアップ補助金（経営強靱化支援事業）補助対象経費【早見表】

主な対象経費例【○】	主な対象外経費例【×】
<p>①機械装置・システム構築費（補助対象経費の1／2以上必須） 【デジタル化推進型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク環境の整備に必要な機器（VPNルーターや無線LANルーター、webカメラなど。但し、目的が明確で、汎用性が高くないと認められるものに限る。）の購入費 ・上記に伴う通信回線の工事費 ・キャッシュレス機器（自動精算機や自動券売機、セルフレジ等）の購入費 ・モバイルオーダーやオンライン予約システムの構築費 ・タッチパネル注文システムの構築費 ・ECサイト構築に係るホームページの作成又は改良費、システム構築費 ・Web会議システム等を含むシンククライアントシステムの導入費 ・作業工程の自動化に向けたロボットシステムの構築費 ・システムの導入に伴う初期設定費やデータ移行料 <p>【ポストコロナ対応型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境性能が高い製品を製造するために必要な加工機の購入費 ・環境に優しい代替素材の加工に適した製造機械の購入費 ・廃プラスチックを活用した製品の製造に必要な製造機械の購入費 ・新商品の販売に活用する廃棄食品を保管する冷蔵設備の購入費 <p>②委託・外注費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら実行することが困難な費用 <p>③借料（補助対象期間内に要する経費に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークに必要なパソコン等端末やソフトウェアのリース料 <p>④使用料（補助対象期間内に要する経費に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ECサイトの使用料 ・コミュニケーションツールの利用料 ・勤怠管理ツールの利用料 ・クラウドサービスの利用料 	<p>○本事業の目的と合致しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的（デジタル化や環境負荷低減）との関連性がない又は関連性が著しく少ない経費 ・環境性能に優れた設備や職場環境の改善を主たる目的とした設備の導入に要する経費（ポストコロナ対応型の場合） ・広報を主たる目的とした経費 <p>○汎用性があり、目的外使用になりうるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に所有・使用している設備等の買い替えに係る費用 ・既に所有・使用しているパソコンやソフトウェア等の更新料 ・パソコンやタブレット端末、スマートフォンの購入費 ・OAソフト、家庭用及び一般事務用ソフトウェア、市販されているパッケージソフト（ダウンロード版を含む）の購入費（会計ソフト、CADソフト等） ・プリンター、複合機、電話機 ・自動車、自転車 ・文房具など事務用品、紙皿等の消耗品 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の生産活動のための設備投資の費用 ・予約キャンセル、休業に対する補てん ・自宅等、事業と関係のない施設の改装費、設備や備品の購入費 ・商品在庫や消耗品の廃棄・処分 ・自己所有物の修繕 ・事務所の家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費 ・消費税及び地方消費税相当分 ・補助金の交付決定前の発注・契約・支出行為 ・不動産の購入費 ・補助事業実施期間中に使用等が完了できない経費 ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費 ・その他知事が不相当と認めるもの